

第17回和光市個人情報保護審議会会議録

平成19年5月7日（月曜日） 午後1時33分～午後2時55分

和光市役所4階 404会議室

議題

- 1 会長及び副会長の選出
- 2 平成18年度個人情報取扱事務について
- 3 その他

出席者

石井彰会長、別所早苗副会長、渡部治委員、加山茂夫委員、本橋淳男委員、鈴木千恵委員、田辺道雄委員（以上7名出席）

事務局 成田企画部長、石田市政情報課長、橋本課長補佐、本多主査

欠席者

富澤甚五郎委員

事務局 本日は、ご多用のところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から、和光市個人情報保護審議会を開催いたします。最初に和光市個人情報保護審議会委員の委嘱書の交付を行います。

委嘱書の交付（市長から各委員に委嘱書を交付）

事務局 ありがとうございました。審議会の開催に当たりまして、野木市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 本日は、大変お急がしい中、審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、快くお引き受けいただき感謝申し上げます。任期は2年でございます。この審議会は条例に基づく審議会であり、特に個人情報保護制度の運用に関する問題を提案していただくこととなります。個人情報保護法の施行後、必要とされる個人情報の利用や提供が行われないことが見られます。例えば、市の事務で災害時のための名簿作成があります。災害弱者がどこに住んでいるかを地図上に落として置くと安全性があるのですが、現在のところ個人情報保護の問題を含めて行っておりません。この制度の運用を今後どうするかが課題となります。任期が2年と長い期間になりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。この後、市長は所用のため、ここで退席させていただきます。続きまして、委員の紹介・事務局の紹介を行います。

《委員の紹介・事務局の紹介》

事務局 「和光市個人情報審議会の概要について」事務局からご説明します。

《資料により説明》

事務局 ただいまの説明につきまして、何かご質問がございますか。ご質問が無いようですので、議題に入らせていただきます。議題1の「会長及び副会長の選出」に入らせていただきます。条例第37条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により定めることになっております。いかがいたしましょうか。

本橋委員 《石井さんをお願いしたい旨の発言》

事務局 石井様に会長をお願いしたいとのことですが、いかがでしょうか。

《委員了承》

事務局 委員の皆様のご承認をいただきましたので会長は石井様にお願いすることいたします。副会長はいかがでしょう。

《委員から事務局案との発言あり》

事務局 一つの案といたしまして、副会長には男女共同参画の推進から別所様にお願いしたいと考えております。

《委員了承》

事務局 会長は石井彰様、副会長は別所早苗様に決定いたしました。次の議事につきましては、条例第38条第1項の規定により、議長を石井会長にお願いしまして、進行のほどよろしく申し上げます。

会長 それでは、議題2の「平成18年度個人情報取扱事務について」について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料1～4により説明》

会長 ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問がございますか。

田辺委員 個人情報開示請求の処理状況についてですが、文書不存在による不開示決定が2件あると報告がありましたが、印鑑登録証明交付申請書がないのですか。

事務局 個人情報開示請求は、自己情報の開示請求となります。請求者本人からの印鑑登録証明交付申請がその期間にはなかったため文書不存在となりました。

会長 外部提供が新規で2件ありますが、どのような内容ですか。

事務局 市長の外部提供につきましては、課税課から教育委員会の学校教育課へ外部提供を行いました。これは、準要保護児童生徒の就学援助認定事務のため、住民税決定証明書の所得金額を本人から同意を得て外部提供を行いました。教育委員会の外部提供につきましては、学校教育課から環境課へ外部提供を行いました。これは、資料3・4にもありますが、環境課において市内の小学校4年生を対象とした省エネルギーチェックブック実践事務のため学齢簿の外部提供を行いました。

会長 外部提供の2件が他の実施機関に提供したのか、市以外に提供したのかを確認し

たかった。平成18年度は不服申立件数が0件であるが、過去において不服申立はありましたか。

事務局 過去においても不服申立はありませんでした。

会長 他に、何かご意見やご質問がございますか。

渡部委員 里親登録受付事務において、個人情報の項目欄の「思想・信条」にチェックがある。「主義・主張・意見」と「思想・信条」の垣根がどのようになっているのか。おそらく「主義・主張・意見」はその場の機会に応じた意見で、「思想・信条」は継続的な物の考え方で分けてあると思います。また「宗教・信仰」や「支持政党」はどのような場合に収集するのですか。

事務局 「思想・信条」や「宗教・信仰・支持政党」は、収集禁止情報として条例第7条で規定しておりますので、「主義・主張・意見」とは別の項目としています。里親登録の事務においての「思想・信条」は、子育てに対する継続的な考え方であると思われます。「支持政党」につきましては、例えば選挙事務で投票立会人を選任するときに、支持政党を確認する場合があるためと思われます。

会長 他に、何かご意見やご質問がございますか。

田辺委員 里親登録受付事務の登録簿の一部が二重線で消されているのは。

事務局 里親希望者の調査書類が児童相談所で管理することになり、市では取扱わなくなったため登録簿を変更しました。

会長 他に、何かご意見やご質問がございますか。予定された議題は以上でございますが、事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

会長 せっかくの機会でございますので、委員の皆さんからその他何かございますか。

会長 ご意見等が無いようですので、これをもちまして閉会いたします。